

河北町立河北中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は、河北町立河北中学校PTAと呼び、事務局を同校内に置く。

第2条 本会は、河北中学校生徒の保護者と教職員をもって組織する。

第3条 本会は、会員相提携して生徒の健全な育成と福祉の増進につとめ、もって河北中学校の振興をはかることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校及び学年・学級等の教育振興に関すること
- (2) 生徒の福祉の増進及び教育上必要な協力、援助に関すること
- (3) 家庭教育及び社会教育の振興に関すること
- (4) 会員相互の親睦に関すること
- (5) その他必要と認めること

第2章 役 員

第5条 本会に次の役員を置き、その任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理 事 会務について審議・決定し、これが執行にあたる。
- (4) 常任理事 恒常的及び緊急を要する会務について審議・決定し、これが執行にあたる。
- (5) 監 事 会計を監査する。
- (6) 参 与 本会の運営に参加する。
- (7) 幹 事 会長の命を受け、会務を処理する。

第6条 役員の数及び選出は次のとおりとする。

- (1) 会長1名、副会長2名及び監事2名は理事会で選出し、総会において承認を得る。
- (2) 理事は、各学級の委員長、母親委員の正副委員長、会長より委嘱された者及び教師若干名をもってこれにあてる。
- (3) 常任理事は、各学年委員長、母親委員長及び教師若干名をもってこれにあてる。
- (4) 参与は、次の者をもってこれにあてる。

イ 学校長

ロ 会長が必要と認める者 若干名

- (5) 幹事若干名は、会長が委嘱し、理事会の承認を得る。

第7条 学年に学年委員会を置き、委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 委員長1名 各学年委員会で互選する。
- (2) 副委員長1名 各学年委員会で互選する。
- (3) 常任委員(理事) 学級1名 各学級の委員の互選により学級委員長を選出する。
- (4) 委員 学級3名(内1名は母親委員) 各学級の選挙によって選出する。

第8条 役員任期はすべて1年とし、再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が決定するまではその任にあたるものとする。

第3章 機 関

第9条 本会は次の機関をもつ。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 学年委員会
- (5) 母親委員会
- (6) 専門部
- (7) 組織改革委員会

第10条 総会は会長が招集し、年1回開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

総会には次のことを付議する。

- (1) 会長，副会長，監事の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 会則の変更
- (4) 予算の議決
- (5) 決算の承認
- (6) その他必要なこと

第11条 理事会は、会長が招集し、次のことを審議決定する。

- (1) 本会の運営に関すること
- (2) 予算・決算の原案に関すること
- (3) 会長・副会長・監事の選出のこと
- (4) 総会に付議すること
- (5) 常任理事会へ委嘱すること
- (6) その他必要なこと

2 理事会は、次の役員をもって組織する。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 幹 事
- (5) 参 与
- (6) その他会長が必要と認めた教職員 若干名

第12条 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、次のことを審議・決定する。

- (1) 恒常的な会務に関すること
- (2) 理事会から委嘱されたこと
- (3) 緊急を要すること
- (4) その他必要なこと

2 常任理事会は、次の役員をもって組織する。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 常任理事
- (4) 幹 事
- (5) 参 与
- (6) その他会長が必要と認めた教職員 若干名

第13条 学年委員会は、学年委員長が招集し、次のことを審議・決定する。

- (1) 学年PTAの運営に関すること
- (2) その他必要なこと

第14条 専門部に、次の部会と母親委員会を置く。但し部員は学年委員会員が兼ねるものとする。

- (1) 生活部
- (2) 広報部

2 前項の各部会は、次の役員をもって組織する。

- (1) 部長 担当副会長1名
- (2) 副部長 委員のうちから互選する若干名
- (3) 部員 委員若干名

第15条 組織改革委員会は必要に応じて委員長が招集し、次のことを審議・決定する

- (1) PTA会長の選出
- (2) PTA副会長の選出

2 組織改革委員会は、次の役員をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任理事
- (4) 参与
- (5) 幹事

3 委員長は、3学年委員長が行う

第4章 会計及び簿冊

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第17条 本会の予算及び決算は、理事会で審議し総会の承認を得るものとする。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会議録
- (5) 会計簿
- (6) その他必要な帳簿

附 則

この会則は、昭和54年5月14日より施行する。

昭和62年4月28日一部改正	平成19年2月22日一部改正
平成14年5月2日一部改正	平成23年4月30日一部改正
平成16年5月1日一部改正	平成26年4月26日一部改正
平成17年5月1日一部改正	令和6年4月26日一部改正
平成18年3月3日一部改正	